

平成25年度 第4回

「新潟市子ども・子育て会議 放課後児童クラブ検討部会」 会議録

開催日時：平成26年3月28日（金）午前10時00分～正午

会場：新潟市役所 第1分館 6階 1-602会議室

出席委員：飯塚委員、植木部委員、大竹委員、森委員、山賀委員、山岸委員、山田委員
(出席者7名)

事務局出席者：こども未来課 堀内こども未来課長、小沢課長補佐
本間育成支援係長、高野育成支援係主査、金子育成支援係主査
地域と学校ふれあい推進課 西脇副参事

関係者出席者：新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 高橋課長

委託業者：(株)新潟富士薬品・アシスト(株)共同事業体 五十嵐研究員補佐

傍聴者 有5名

会議内容

1 開会

○小沢こども未来課長補佐

定刻より少し早いようでございますけれども、皆さんおそろいになりましたので始めさせていただきますと思います。皆さま方にとりましては、年度末のお忙しい中お集まりいただきまして大変どうもありがとうございます。これより第4回目の新潟市放課後児童クラブ検討部会を開催させていただきます。司会を務めさせていただきますこども未来課の小沢です。よろしくお願いいたします。

首都圏のほうでは桜が満開ということで、新潟におきましても今年は4月の8日ごろに満開と予想されているようですけれども、今年の新1年生は桜の花でちょうど迎えられるような入園式、入学式等になるのではないかなというふうに思っております。桜の花といいますとそれぞれ皆さんいろいろな思いがあるかと思っておりますけれども、個人的な話なのですが私はどちらかと言うと、桜の花はきれいだなと思う反面、生まれて初めて葬式に参列したのがちょうど桜の花が満開の時期で、桜の花を見ると涙がこぼれそうな、そんな感じがしてきまして、寂しい涙もあり楽しい涙もあるのかなと。皆さま方もいろいろ桜の花に寄せる思いは多々あるかと思っております。そういったところで多分期待に弾ませて新1年生は入ってくるかと思っておりますけれども、放課後児童クラブにおきましても、子どもが胸を弾ませておいでになるのを大いに門戸を広げて幅広く受け入れたいというふうに思っておりますので、また今後とも皆さま方のご熱心な発言をいただきまして、より充実した放課後児童クラブとなりますようご審議いただけるというふうに思っておりますので、また今後ともよろしくお願

いたします。

前置きが長くなりまして大変申し訳ございませんが、本日の部会の会議につきましては、毎度同じことでございますけれども、議事録作成等の都合上から録音させていただきますのでよろしく願いいたします。また、当部会は公開となっております、本日傍聴の方が見えていますことをご報告させていただきます。

それでは先回1月30日に開催いたしました、資料の5、平成25年度第3回新潟市子ども・子育て会議放課後児童クラブ検討部会の概要になっておりますが、こちらのほうは概要を事務局のほうでまとめましてオープンさせていただきましたが、この中で特にご意見、あるいはご質問等ございませんでしょうか。また内容等の中で修正等お気付きの点がございましたら、何かございますでしょうか。また会議が終わりまして、ご自宅に戻って見直していただいて、またお気付きの点がございましたら、後日でも結構でございますので事務局までお寄せいただければありがたいというふうに思います。

それでは早速ですがこれより議事に入りたいと思います。○植木部会長部会長より進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

2 議事

国の基準案と新潟市の現状と方向性について（前半 第十条まで）

○植木部会長

分かりました。この部会も将来、それこそ桜の時期、条例づくりのいい議論をしたなというふうに思い起こせるような、そんなふうな議論が進められる議論に尽力できればなと思います。きょうもどうぞよろしく願いいたします。

それでは議事に入りますけれども、きょうの議事は次第によると一つです。国の基準案と新潟市の現状と方向性についてです。先回は国の専門委員会の内容に沿って条例の中身を議論していったわけであります。それなりに進展があったかなというふうな感がございますけれども、今回はいよいよ国の省令案、これが出てまいりました。これは極めて重要なものがございます。従うべき基準と参酌すべき基準と二つ区分されるわけがございますけれども、それらを参照しながら、きょうは事務局より資料を作っていただきました。それに基づいて具体的なまた議論を進めてまいりたいというふうに思います。皆さん方からご意見をいただきながら、今回は条例の素案という形になろうかというふうに思われます。それで、きょうの進め方ですけれども、資料の1に基づいて、まずは前半と後半と、量が多いものですから二つに分けてきょうも説明をいただいて、2回に分けて議論をしてまいりたいと思います。前半は第十条までの資料説明ということになります。事務局よりお願いいたします。

○本間こども未来課育成支援係長

こども未来課、本間です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。それでは資料 1 をご覧ください。初めに右上の条例の位置づけ、図解をご覧ください。網掛けの部分が部会で議論をいただき、新潟市の基準条例の位置になります。公設のひまわりクラブだけではなく、私立保育園や私立幼稚園、高齢者施設において運営されるクラブや、NPO 法人が運営するクラブなど、民設の 26 のクラブについてもこの条例の基準に従い運営することとなります。また公設のひまわりクラブの運営に関わります新潟市ひまわりクラブ条例の見直しも、合わせて本部会で議論していただければと考えております。条例の位置について今一度ご確認いただければと思います。

それでは表の中身についてご説明いたします。前回、第 3 回の部会の資料 1 の左側は、国の専門委員会の最終報告の内容となっておりますけれども、この 3 月 10 日に内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室より出されました、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（仮称・案）に置き換えてございます。なお資料 2 がその全文となりますので後ほどご覧ください。内閣府からは、各基準についてはあくまでも現時点での未定稿の仮の案ということで、今後の法制審査などによりまして変更があり得ることを十分留意の上、条例作成等作業を進めてほしいということで、仮の案ということで示されております。また、当初年度内に出されるということでありましたけれども、基準省令が来年度にずれ込む公算が高いという情報も入っております。表の右側につきましてはこれまでの部会での意見、前回の論点、案と、それぞれ記載しております。

それでは具体的な条項についてご説明いたします。資料に記載はないのですが、第一条から第四条につきましては、省令の趣旨ですとか目的等になりますので、資料のほうには具体的な基準を定める第五条以降を記載してございます。それに基づいてご議論いただきたいと思います。まず第五条、放課後児童健全育成事業者の一般原則についてです。これまで、本部会での議論でも地域との連携について毎回ご議論いただいているところですが、第 2 項の下線部、放課後健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、運営内容を適切に説明するよう努めなければならないという条項が出てまいりました。次に第六条、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策では、第 2 項に避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回はこれを行わなければならないと示されました。現行の公設ひまわりクラブにおきましては、年 1 回以上を目標とし、クラブごとに年 2 回実施しております。これらの部分につきましては前回、論点 7 で議論いただいているところですが、市としましても必要な条項を網羅する形で条例を定め、事業を行う者に対し指導を行っていきたいというふうに考えております。

次に第七条、放課後健全育成事業の職員の一般的要件です。職員は児童福祉事業に熱意があり、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないとしています。

続きまして 2 ページ目をご覧ください。第八条、職員の知識及び技能の向上についてで

す。放課後健全育成事業者は、職員の質向上のための研修の機会を確保しなければならぬとしております。職員の資格に求める研修につきましては、次の 3 ページの第十条に出てまいります。ここではそれ以外にも知識や技能の向上などの研修が必要と示しています。これまでの議論で、研修の必要性につきましては市としても行っていくべきなどのご意見をいただいているところです。ここで新潟市の現状の欄に新しく付け加えた部分がございます。26 年度から新たな取り組みといたしまして、社会福祉協議会と市が連携し、コミ協運営のクラブや民設のクラブに対しまして、指導員の研修や助言を行うとともに、各クラブとの意見交換の場を設ける予定にしております。

次に第九条、設備の基準についてです。児童一人につきおおむね 1.65 平米以上でなければならないと明記されました。これまでの部会でさまざまなご意見をいただいているところですが、高学年受け入れによる登録児童数の増加を見据えまして、市としましても 26 年度から順次施設整備を進めてまいる予定になっております。ここで本日お配りしました資料 7 をご覧ください。A4 のこの資料でございます。こちらは今年度整備いたしました内野ひまわりクラブ第 2 の平面図です。標準的なひまわりクラブの仕様となっております。図面右上の学習室、こちらは畳敷きとなっております、学習の他、座ってできる静かな遊びを行うスペースとなっております。中ほど上段、事務室内にはカーテンで仕切ることのできる静養スペースを確保し、備品としまして簡易ベッドを備えております。具合が悪くなったお子さまの静養の他、興奮した子どもをクールダウンさせる空間としても利用できます。古い施設についてはこういったカーテン敷きのものはないところもありますけれども、今年度から整備をしました施設につきましては、このような静養スペースをすべて設けていく予定としております。

それではお手数でも資料 1 にお戻りください。3 ページ、第十条、職員についてです。この条項は従うべき基準となりますが、第 4 項につきましては参酌すべき基準とされております。ここでは職員を放課後児童支援員と呼び、二人以上配置するとしています。そのうち一人は資格を問わない補助員に代えることができるとしています。資格のある支援員を放課後児童支援員と、資格を求めない職員の補助員という名称が、今回初めて出てまいりました。今までひまわりクラブ等では職員を指導員と呼んでおりますので、今回初めて出てきた名称でございます。第 3 項には放課後児童支援員の資格と研修について明記されております。放課後児童支援員の資格は、平成 19 年のガイドラインと内容はほぼ同じですが、第 3 項第 9 号に、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたものが新たに追加されております。類似事業の具体例については示されておられません。また、一番したですけれども、研修科目、内容について、26 年夏をめどに掲示予定とされております。また国の専門委員会のほうでも職員確保の難しさの議論をされておまして、附則のほうで経過措置が設けられております。現に従事している職員につきましては、平成 32 年 3 月 31 日までは引き続き従事することはできるとされております。

ここでお手数ですけれども、本日お配りしました資料 8 をご覧ください。A4 縦の資料です。職員の員数のイメージを記載しています。国の基準の基準案のイメージでは、職員 2 名のうち 1 名を補助員に置き換え、現状ひまわりクラブの配置状況と比較したものでございます。現在ひまわりクラブでは、児童数 44 人までは正規指導員を 2 名ですけれども、45 人から臨時指導員を 1 名配置しております。45 人以上は 20 人を超えるごとに 1 名配置というのが現在のひまわりクラブです。こちらを新たな国の基準案に置き換えると、まずこの 45 人からの欄をご覧いただきたいのですけれども、ひまわりクラブでは正規指導員が 2、臨時指導員が 1 でございますけれども、国の基準案ではおおむね 40 人を超えた場合クラス分けの対応の部分もありますので、二クラスになりまして有資格者の支援員が 1、補助員が 1、これが二クラスということで、現状と比較しまして、資格を問わない職員が 1 名多く配置されるということがシミュレーションできます。第十条につきましては従うべき基準ですので、国の案と同様にしたいというふうに考えております。

また、資料 1 にお戻りいただきまして、4 ページをご覧ください。第十条第 4 項、こちらは参酌すべき基準です。これまで集団の規模として議論されてきた部分ですけれども、児童の数はおおむね 40 人以下とするとされております。本市におきまして、全体の 65 パーセントの施設で 41 人以上の登録児童がいることを考慮し、集団を分けて対応したいというふうに考えております。国の専門委員会におきまして、おおむね 40 人が児童の集団としての限界というふうな意見や、ガイドラインを後戻りさせないで規模を考えるべきだというふうな意見がございました。ひとまず資料 1、第十条までの説明を終わります。

○植木部会長

何かありますか。

○本間こども未来課育成支援係長

説明が漏れていました。今ほどの第十条の第 4 項の一番右の案のところをご覧くださいのですが、児童数について、高学年受け入れ後は、一時的に利用する児童が増加することが予測されております。先回の部会でも説明いたしましたけれども、毎日利用する児童に一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で児童数を捉えるということで考えております。また算定方法につきましては今後国のほうから示されると思います。また、捉え方の例につきましては先回の部会でお示ししておりますので、また後ほどご確認いただければと思います。説明は以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。きょうは委員の皆さんから一人ずつ順番にご意見をいただきたいというふうに思っておりますけれども、その前に市の社会福祉協議会さんがそちらにおられますので、今の内容に関して、公設のひまわりクラブを運営する立場から、補足の説明等ございましたらいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

それでは新潟市社会福祉協議会のほうから、検案事項等も含めまして説明させていただきます。

きたいと思います。まずもって来年度の児童数の見込みでございますが、昨年 6,007 人でスタートしておりますけれども、今現在の児童数としましては 6,446 人です。439 人増える予定です。これが夏休み前まで少しずつ増えまして、昨年ですと 6,007 人から 6,150 人まで増えていく状況ですので、これからまだ少し増えるかなという状況です。

今現在よりも 7.3 パーセント増加しております。平成 18 年度を確認しましたら 4,023 人でしたので、約 1.6 倍に増えているという現状でございます。また、児童数 25 から 26、増える部分の学年別で調べてみたのですが、1 年生が 175 人、2 年生が 40 人、3 年生が 147 人。その他の特別事由等の高学年の方が 77 人という状況です。1 年生の伸びが非常に多いのかなと思っております。その中でまず施設面での基準でございますが、今 1.65 平米ということで国から出ております。先ほど内野のひまわりクラブの図面を見せていただきましたが、前々から疑問視されていた部分で、前回の会議でも大竹委員さんからもお話しいただきましたけれども、子どもの専用スペースというのをどう考えていくのかというところに、現状でも分からない部分がありまして、自際のところ玄関ですとかホール、それから事務室、トイレ、それも含めた面積を児童数で割ったスペースが畳 1 畳分ということで計算されているようなのですが、本当にそれで子どもたちの居場所として、今後子育て支援に力を入れていく部分での方向性としてよろしいのかという部分がございます。ですので今現在もいろいろスペース的な部分での検討をされておるのですが、場所によっては児童館を併設しているところにつきましては、児童館のある部分が専用スペースとして入っているとか、そういう部分もありまして、こども未来課さんには報告をさせていただいているところなのですが、条例化にあたりましてその辺のところをある程度整理をさせていただいて、子どもたちの健全育成に使えるスペースとして、本当にどういう形が条例化に向けていいのかというところを、委員の皆さまからのご意見をぜひいただければと。私のほうから以上でございます。

○植木部会長

ありがとうございました。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

すいません、もう一つありました。職員の関係でございますが、職員につきましても、来年度 102 カ所受け入れる部分がありまして、実際のところ正規指導員がまだ 4 月 1 日で 10 名ほど足りない現状であります。これにつきましては年度末に退職をされた部分の補充ということで採用試験を行っておるのですが、なかなか資格を持っている方が今の給与体系ですとか待遇では、いい方がなかなか来ていただけないという現状がございまして、4 月 1 日では約 10 クラブで代替の指導員を配置することで、次に 6 月、7 月の追加の採用枠のときに補充していくと考えております。それから臨時指導員につきましても、児童数が増加することとなりまして、毎日面接をさせていただいておりますが、まだ現状、今朝の段階で 20 名ほど足りない状況でございます。ですのでこれが高学年入会が始まりましてより児童数が増えたときに、十分な指導員の体制を取るためには、やはり前回の委員

の皆さんからも意見がありましたが、支援員といいますか職員の対応改善がないと非常に厳しい状況かなと考えております。あと先ほどの国の基準で設定されている部分を見ますと、ある程度の人数になりますと分割をするような形になってはいますが、そのときに資格を持った支援員という役割の方が一人でいいということになっておりますが、どうしてもこの方が休んだときには、資格を持った指導員が不在となるという場合が考えられます。そういった場合、危機管理上、それから児童のけがですとか対応で臨時的資格のない方だけで本当にいいのか。その辺については資格のある方が休んだときには、必ず別の資格のある方を配置するとか、基本的な部分のルールについても皆さんからのご意見をいただければなと思っております。以上でございます。

○植木部会長

分かりました。ありがとうございました。ひまわりクラブの職員採用試験は人気があるというふうにずっと認識があったのですけれども、それでも足りないというのはどういう理由になるのですか。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

それにつきましては、やはり待遇面の部分もあるかと思えますし、施設が分割していきますと、今ですと一つ増えますと正規指導員を二人採用することになりますので、分割に伴って資格のある方を採用していくので、早め早めに募集を掛けてはおりますけれども、退職する方とのバランスがなかなか年度初めに取れないかなと思います。

○植木部会長

分かりました。ありがとうございました。それでは今の社協さんからの補足説明も含めまして、順番にご意見をいただきたいと思えます。飯塚委員、いかがでしょうか。

○飯塚委員

差し支えがなければ、これらの従事する方の報酬額を、差し支えなければ教えていただけますか。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

年収で200万弱ぐらいかと。初任給が12万6,000円でございます。

○堀内こども未来課長

勤務時間は1時から6時30分ですよね。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

そうですね。

○堀内こども未来課長

平日は、夏休みとかになりますともちろん子どもさんたちは8時から来ますので早くなりますが、平日は勤務は1時ぐらいからですね。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

そういう時間の関係もありまして、一般の保育園よりは低くなっています。

○堀内こども未来課長

それで非常勤ですので、月が12万6,000円で。

○本間こども未来課育成支援係長

月の報酬は、初任給が12万6,200円です。今の指導員さん、正規指導員は200名で、平均が13万4,142円が月の報酬の平均になっています。指導員さんのほうは夏と冬のボーナス、あと通勤手当、時間外勤務手当等も付きますので、年収の総額の平均としましては220万円ほどが平均となっております。

○飯塚委員

勤務時間の割合にそう悪くはないですよ。普通はパートでもこれだけ稼ぐというのは容易ではないです。まあまあの待遇だと思います。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

ただ、もっと働きたい方はもっと時間の長いところにどうしても流れて行ってしまうといますか、保育園ですとか幼稚園とかに変わられる方もたくさんおられます。

○堀内こども未来課長

今待遇ということもあると思いますが、全体的な保育士不足というのが非常に大きな問題でして、各保育園で保育士さんを探そうと思っても、皆さん報道とかいろいろなものでご存じだと思うのですけれども、保育園でも探せないという状況ですので、同じような状況が出てきているのかなと思っております。

○植木部会長

飯塚委員、よろしいですか。

○飯塚委員

はい。ありがとうございました。

○植木部会長

ありがとうございました。では大竹委員、お願いいたします。

○大竹委員

やはり私も気になるのはこのスペースの問題と職員の確保についてなのですが。先回も申し上げましたけれども、この事業の数と一人当たりの確保するスペースのことですが、今こういうモデル的なものなのでしょうか。ここに資料7として提示していただきましたけど、資料2ページに書いていますけれども、平成26年度までに整備解消をすると、こういうふうになるということなのですね。

○本間こども未来課育成支援係長

古い施設についてはこれとは違う形ですし、専用スペースがないクラブもございます。

○大竹委員

そうですね。私の地元でも二つばかりひまわりクラブが運営されていて、見てくるとやはり専用スペースがきちんと分離されているところと、本当に仕切りだけのところとあ

るみたいなのですがけれども、これはきちんとされるわけですよね。26年度整備解消予定と
なっているわけですから。ここに載っていることはもうすでにそういう形になるわけです
よね。学習室と遊戯室合わせて一人当たりが1.65平米になるという計算でこの形を作られ
ているわけですか。そうですね。そうすると静養スペースですとか玄関やトイレといった
ような付帯設備の部分については、それは外して1.65が確保されるということになってい
ると。

○本間こども未来課育成支援係長

第2回の部会の資料にお示しをしていたと思うのですがけれども、国の専門委員会の早期
の検討内容の事項には、専用室、専用スペースのイメージとして、児童が生活するスペー
ス、静養するスペース、あと必要な設備、備品、洗面所等、それらを含めたスペースが活
動場所というふうになっております。

○大竹委員

全部含めてなのですね。

○大竹委員

そうすると、例えば利用する児童数が少ないところだと、そういう付帯設備の部分は変
わらず必要なわけだから、本当に活動に使える部分というのは狭くなってきますよね。

○本間こども未来課育成支援係長

児童数が少なければやはりゆったり過ごせます。

○大竹委員

そうでしょうか。よく分からないです。

○山賀委員

専用スペースの定義というのは今はっきりしないところが、伺っていてあります。専用
スペースとは何なのかという定義づけがあるといいのですが。

○本間こども未来課育成支援係長

繰り返しになるのですが、第2回の資料に付いているのですがけれども、専用スペースと
しては子どもの生活するスペースと静養するスペースと、必要な設備、備品のスペースと
いうのがイメージで示されています。

○大竹委員

全部ですよ。

○山賀委員

そうするとちなみに事務室というのも専用スペースに入りますよという理解でよろしい
ですか。

○本間こども未来課育成支援係長

そこが必要ということなので、今のところはそこも含めてという計算になります。

○大竹委員

私も気になって見に行ってきたのですけれども、そうすると学習室に机を並べて子どもたちが宿題をさせてもらったりしている様子を見るとぎっちゃんりですね。そして早い時間の子どもたちが終わった、空いた机で後から利用しに来た子どもたちがまたそこに座ってやっているみたいな、全部は並ばないということになるわけですね。そしてその宿題を終わった子どもたちが遊戯室のほうで遊んでいる、あっちで遊んでいる脇で学習室で子どもたちが宿題をやっている様子を見てきたのですけれども。この前説明をすでにしましたと言われてしまったのですけど、一人当たり 1.65 の数字の算定基準はどこですかと聞きましたけれども、新しく作っていただいた施設でもそんなに広いとは思えなかったというのが私の感想なものですから。全部を含めてということになると、やはり付帯設備も充実すればするほど、子どもの利用すべき面積が減っていくということになるかなというふうに私は思ったのです。国ではそう言っているけれども、新潟市の条例をつくるにあたっては、そういう面が考慮されていくといいなというのは私の希望的な意見なのですけれども。

あと先ほど申し上げました、もう一つの職員の人数ですが、新しい基準を見ると、人数が多くなればなるほど正規資格を持った支援員という人が多数必要になってくるということですが、その有資格という面について、前にも意見が出ましたけれども、その有資格の基準というか、例えば教員経験者、退職された教職員などがこういったところに参加していただけるようなことができれば。年齢的なものとか問題が解消されて、そういうふうに採用されるような道が付けられるといいなというふうに思ったのですが、今現在の支援員の年齢制限というのは設けられているものですね。

○本間こども未来課育成支援係長

国のほうでは定年年齢は示されておられません。ただ、指定管理者である社会福祉協議会さんのほうでは定年を 60 に設定しています。今度新たにコミ協連盟する木戸と山の下につきましては、定年を 65 歳に設定していますので、実は山の下におきましてはひまわりクラブを定年された正規指導員さんが 1 名いますし、小学校の校長先生をやられた方が 1 名山の下指導員として採用になります。ということで、各事業主体によって定年を設定して採用をしていくということになっています。なので、基準で定年を設けることまではしなくていいのかなというふうに思っています。

○大竹委員

では管理者のほうの問題ということですか。

○本間こども未来課育成支援係長

そうですね。

○大竹委員

納得しました。

○植木部会長

重要なお指摘がございました。では飯塚委員。

○飯塚委員

4 ページの放課後児童クラブガイドラインの新潟市の現状という数字を今拝見しているのですが、民設を 22 というのは大体どういう団体ですか。

○本間こども未来課育成支援係長

私立幼稚園、私立保育園、あとは NPO 法人、保護者会とか、そういったさまざまな運営主体がございます。

○植木部会長

シリツというのは私立（わたくしりつ）ですね。

○本間こども未来課育成支援係長

私立です。

○植木部会長

それでは森委員、お願いいたします。

○森委員

多分大きくは三つあると思うのですが、一つ目が一番最初から出ている大きいもので、一人当たりのスペースをどう考えるかというのと、そのクラブの広さを決めるときの基礎数値になる児童数を数えるときの基礎をどうするかというのは、二つ一緒になるのだと思っております。今まで出てきたのは、1.65 が本当に適切かどうかと言い始めるとまたさまざまなことがあるのですが、子どもたちに十分なスペースを確保してあげたい、活動スペースを確保してあげたい、静養スペースも確保してあげたいという考え方から全部出てきているので、それはとても大事な指摘だなと思っています。ただその 1.65 で全部含めるとしたら、そのあるクラブを設置するとき、設計するときの広さには今度母数となる児童数をどう数えるかというのがあるのです。いつも来る子というのと、週何回か申し込む子というのと、長期休業中のみ申し込む子と、多分 3 通りぐらいあるのですが、その子どもたちをどういうふうにして母数で数えるか。児童数として数えるのか。そして 1.65 に母数を掛けるとこの広さが確保できるわけです。そうですね。単純なのです。つまり、母数を大きく見てやれば 1.65 であっても結構確保できるのです。そして子どもたちはみんなびっちりいつもいるわけではなくて、時々休む子がいたり、おうちの方の都合で早く帰る子もいたりとか、さまざまな子どもたちがいるので、その母数を上手に見てやると何とかなる広さが確保できます。だからその母数を、条例あるいは条例だけでは固まってしまうと悪いので、運用の規則としてどう見てあげられるかというのが一方で問題になると、そう思っています。あと、そうすると今度は 4 年生以上を入れたときにどうなるかとか、今後の希望者の増加数をどう見込むかというものをに入れてこの母数を見ていきます。今ある母数をどうするかというのと、今後の増加率をどう見るかというので、このあるクラブの設置の広さが決まるのだらうと思うのです。だから国の基準が 1.65 を動かなかったとしても、そこを新潟市がどう運用するかで広さの確保というのは決まってくるのだらうなと思っています。それが 1 点目で、2 点目としてはその人数の設置です。この表を見ると分かるのが、標準法という小学校の通常学級の学級編成の考え方と、あと新潟市が出している特別支援

学級に対する介助員の配置の考え方の二つが多分合わされているような形が、この正規の支援員と補助員の配置なので、今までよりもよくなっているような形の配置が基準として成されているので、これは決して悪くはないのです。あとはこのとおりに確保できますかという次の問題があります。

当然、この人たちも実際保護者であり親であるから、自分の子どものためにきょうは参観日ですとか運動会ですと行かなければ駄目なことがあるのです。当然そうすると正規職員は休みが保障されているから、それに対応する人をどう確保できますか。近隣のクラブ等との持ち合わせでプラス何人かをいつも持っていないと回らなくなります。これは学校給食の調理員も同じで、調理員さんで休む人がいるのですが、調理員さんが休むと必ず代替が来るシステムになっています。そうしないと給食が時間までに出来上がらないという事態が生じるから、突然のときは上司に電話して、あらかじめ休む方休む方が想定されるときちゃんと人数を確保して、これが基準通り確保して運用ができるということになるので、今後二つ目は、モデルとしてはとても合っているけど、実際本当に運用できる人が確保できますかという、どちらかという次の段階が問題になってくるのだらうなと思っています。年収をお聞きしたらそう悪くないのだけど、たくさん稼ぎたい人にとっては不足なのかもしれないから、その辺をどうしたらいいのだらうというふうに思っています。3点目は、当然東北大震災を受けて対応すべき事項が、学校でも市役所でもこういうひまわりクラブでも幼稚園でもみんなもうはっきりしているの、それに対して毎月1回避難訓練及び消火に関する訓練を行うというのが当然のことなのですが、それが適切に運用され、この指導員の方の研修とこの訓練が合わせてきちんと運用されて、この指導員たちの一定程度のレベルが常時確保できるというのが3点目の問題だらうなと思ってお聞きしていました。研修もあるしこういう避難訓練等の実施もあって、それを合わせて一定レベルをいつも確保できる状態にしておくというのが3点目だと思っております。以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。事務局から何かコメントはありますか。今の森委員の発言に関して。

○森委員

1.65 といっても、もう国がそう言ってしまうとなかなか動かなくなります。

○堀内こども未来課長

国の中でも、1.65 というのは今回初めて出てきたというのではなく、ガイドラインなどでもずっと1.65 というふうに言っており、今回新たに基準を出す段階でも1.65 が基準となりました。

○森委員

それは基本的に正しくないと思います。論理的には正しくないです。今まで1年、2年、3年生を相手にするのだから、そうすると2年生の標準として広さを換算し1.65 というと、

1年生には広い、3年生にはやや狭いです。1年、2年、3年を対象にして数えましたという正しいのです。それを6年生まで含んだときに、真ん中は何年生を取りますか。3年生、または4年生を取るのだから、今は正しくない論理でしょうね。小学校も机の大きさも変わっていくのですから。小学校と中学校は机の大きさが違うのです。教室の広さも違うのですから。

○堀内こども未来課長

少し国の議論を見てみますと、今放課後児童クラブというのは前々からとにかくいろいろな形態の中で続いてきたもので、施設形態も学校だったり独立だったり、公共施設の中に入っていたり、さまざまな形態なのです。実態としてこの1.65を満たしていないクラブも全国的にはかなりあります。24パーセントぐらいのクラブでは満たしていません。そこは留意をして、まずやはりそこを動かしてしまうとできないクラブが出てくるということも恐らく国のほうでは危惧したのではないかと。まず満たしていないところを留意をしながら維持するべきだという委員の意見というのは、国のほうからは出されております。この1.65の考え方です。

○森委員

ただそれは今の現状を維持しつつどう新しいところに対応していくかという議論が中心であって、子どもの成長と必要な広さという純粋な議論ではないということがはっきりしています。単純化していない、現状の複雑な、さまざまなクラブがあつてさまざまな運営の仕方があつて、このクラブを維持しつつ新しいところにどう対応していくかというのがベースであつて、子どもの成長と必要な広さという議論ではありません。

○堀内こども未来課長

もう一つ国の意見で、施設の議論のなかで、施設、設備については広さよりも重要なことがあると。これは国の中の話です。

○森委員

分かっています。

○堀内こども未来課長

子どもが生活の場として認識できることが重要であつて、遊びの環境についてはクラブが拠点であるという考えを持つべきというような意見も、国の中では出ているというところですね。例えば近くに公園ですとか児童館ですとか、学校であればグラウンド、体育館、そういうふうなところが使えるのであれば、いつもいつもそこにいるわけではなく、家にいる子どもも同じだと思うのです。外で遊んでまた帰ってくるということの中での考え方はどうかという。そういう視点も入れたらどうでしょうか。

○植木部会長

1.65という数字がすごく固定化していますけれども、よく読むと、以上というのが付いています。つまり、1.70でもいいという、こういう考え方ですから、この部会の、それこ

そ先ほどから専用スペースの考え方も含めて、必要なスペースがあるとすれば、やはりそのスペースを確保しなければならないという部会の答えになるのだろうかというふうに思いますので、その辺りは柔軟に考えていただいて、それこそご意見を当てはめていただくというふうにさせていただければというふうに思います。ありがとうございました。では山賀委員、お願いします。

○山賀委員

他の委員の方から出たものとほとんど重複してしまうので、これは私のほうの言い方、言い回しだと思ってお聞きいただければと思いますが、やはり定員設定というものをするのかどうなのかということも出てくるのかなと思うのです。現在このスペースは基準値を確保、クリアしていますよというところですが、先ほど森校長先生がおっしゃったように、いろいろ流動的に年間を通すと子どもが増えたり減ったりします。そういうところの中で、そういうような受け入れ方をしていくのであれば、常にスペースというのも比例して流動的に変わるということなので狭くなったり広くなったりします。では、定員を設定するなんていう考え方をしたときに、ではそれは不都合なのだということになると、このスペース確保の問題は常に流動してきますよね。その年々、その月々によってすごく変わるのだなど、変動するのだなどという印象がありました。ですので、定員というものを設定しないとなると、これはいつの時点でのどういう状況でのスペース確保が満たされていると判断するのかというところが、今一つははっきりしないところもあります。それと、いろいろ議論をされてきたので、恐らく行政のほうも、あとは実際にやってみないと分からないなというのが本音なんだと、私は聞いていて印象があります。やってみないと分からないなというところもあるので、その辺は私も伺っていて次の段階をやはり検証していく。この基準で、この方法でやってみただけで実際にどうなんだろうかという、27年度に入ったら検証していく段階に行くのかなというふうに感じています。

あと1点質問です。2ページのところで、もしかしたら私が聞き逃していたらすいません。再度確認をしていただければと思うのですが、さっきの面積の絡みで、中段の新潟市の現状のところで、1.65未満の放課後児童クラブ、公設クラブで、平成26年度整備解消予定ということで記載されているのですが、これは何をもって整備解消予定というふうにおっしゃっているのか、再度確認をしたいなと思っております。あと民設クラブの場合ですと、整備解消するための補助については、全額市の負担でやるのか、事業者負担もあるのかというのも少し参考までに伺えたらと思っております。そして最後に人材確保については、先ほど例えばパートさんの時給というところで言うと760円という単価設定があるのですが、今後長い目で見ていったときに、放課後児童健全育成のための人材育成というのは、そういうパートさんがある程度補助的に使いながらも正規職の計画的な要請というのはどういうふうにしていくのが望ましいのかなと思うと、やはり若い人たちがきちんとその事業を担える、職場として、仕事として担えるところまで持っていけるのかいけないのかというのが少しあるのです。当然有資格者の中では、例えば学校を卒業して資格を持っている

る人がきちんと職業としてやるには、12万なにがしの初任給では少し心もとないような印象も受けています。若い人たちがきちんともつと仕事をできると、5年後、10年後もそういう経験を積んだ中で、質の高い子どもたちの放課後の事業ができるのかなというふうところも感じているので、これは福祉全般に言えることなのでしょうけれども、今現時点ではなかなか難しい問題でしょうけれども、そういうところも見据えた中で待遇改善ができるともつといいのかなというふうな印象も持ちました。以上です。

○植木部会長

では事務局、お願いいたします。

○本間こども未来課育成支援係長

2ページの整備解消予定につきましては、今のところの予定なのですが、今あるクラブ、施設に加え、もう一施設を追加して整備をするということを一応予定して、個別に小学校さんのほうと協議をしているところです。

○山賀委員

追加というのは増やす理解ですか。

○本間こども未来課育成支援係長

施設をもう一つ増やすということです。

増やして面積を広げます。

○山賀委員

同じ地域の子どもたちを対象にして、場所を増やしていくという考え方ですね。決して増設というか、建物を増改築するとか、そういう意味合いではないですね。

○本間こども未来課育成支援係長

そうですね。

○堀内こども未来課長

これは一つ一つ事情が違うのですね。手法が。

○山賀委員

具体的にこういう場合もあります、ああいう場合もありますというふうにご紹介いただけると参考になります。

○本間こども未来課育成支援係長

一番われわれが優先するのは、小学校の空き教室を提供していただいてそこを改修すると。次に小学校の敷地内に専用施設、今であればプレハブを作るということを考えています。それも難しい場合は、放課後子どもさんが帰った後の空き教室を緊急避難的に使わせてもらうという対応で、今小学校さんと個別に当たっているところです。

○山賀委員

それらが先ほど課長さんがおっしゃったような個別の対応であって、それを全部それぞれ含めて、これだけの面積は確保できる見込みですという意味合いなのですね。

○本間こども未来課育成支援係長

はい。

○山賀委員

分かりました。

○本間こども未来課育成支援係長

民設クラブへの補助なのですが、今現在施設整備の補助制度はないのが現状です。ただし国の補助メニューもございますので、財務当局と協議をして市のほうも補助できるよう今後詰めていく予定にしております。国補助の率は3分の1が国からまいります。当然事業主負担もあろうかと思えます。その辺り市がどのぐらい負担するかというところも、今後財務当局と協議をしていく予定です。

○植木部会長

よろしいですか、山賀委員。

○山賀委員

補助については恐らくこういう民設のクラブさんは、市からの委託料というのか補助金だけでは、人件費分しか出ないのではないかなと私なんかは勝手に思ってしまうのですが、そうするとそういう整備費のところは非常に大きな負担になるのではないかなと感じていましたのでお願いします。

○植木部会長

ありがとうございました。では山岸委員、お願いいたします。

○山岸委員

私も皆さんのご意見と重複して、お先に皆さんがおっしゃられたのですけれども、まず第一に、子どもの育ちの視点でどうしても私は考えてしまうのですけれども、人材確保です。これから7時半を見据えたときに、今の現状でも不足しているものが、一体果たしてある程度のレベルを維持できる人材が、今後も7時半までになったときにさらに厳しい状況になるのかなと。その辺りの待遇は決して安くはないかもしれませんが、どうなっていくのかなというところが非常に気になります。いい人材が来ないとやはりより質の高い預かりのひまわりクラブにはなっていないので、その辺りが重要かなと思っております。それから、民設クラブのところは私立の幼稚園とあったのですが、公立の幼稚園が新潟市にはありますが、その辺りは視野に入れていないのかお伺いしたいところと、それからコミ協とありますが、私はコミ協の事務局もやっていますが、新潟市としては今後コミ協の方向にもこういったことをどんどん増やしていく予定があるのかなのか。実はコミ協はなかなか難しいところがあって、そんなふううまく運営できるところまで行けてないところもありますし、金銭的な問題や責任問題、何か事故があったとき、とてもではないけど担えないというところがあるので、大事な子どもさんたちを預かる場ですから、その辺り新潟市としては、今回2クラブがやっているそうですが、現状というか今後の方針でもいいのですが、お聞かせ願えればと思います。

○植木部会長

ではお願いします。

○堀内こども未来課

公立の幼稚園ということでしたけれども、ひまわりクラブは小学校単位で作るものですので、小学校ごとにどういうふうにやっていくかということです。ですので今、私立である幼稚園というのは、どちらかというところの学校区には一つひまわりクラブが入るのですが、非常に児童数が多くて大変でというところを、私立の幼稚園も子どもさんが帰った後のスペースがあるわけですから、助けていただけないかということで10年ぐらい前でしょうか、放課後の時間を受け入れてもいいというところで、私立の幼稚園はやってもらっています。ですので、どちらかというところの大規模対策というような感じの私立の幼稚園の民設クラブです。ですので、公立のところについては、今は公立を考えるという状況ではないです。公立の幼稚園もあるからそこでやってもらうかというところ、そういうふうな幼稚園ありきではなくて、子どもさんが多くなったときにどういう手段があるかというところを考えますので、公立の幼稚園があるところが児童数が多いところということではございませんので、少しまた別の問題かなと思います。

あとコミ協のところなのですが、二つのクラブが指定管理者として議決いただきまして、4月1日からスタートします。これまでも言っていますように、なかなかクラブ数が増えていきますと、社協だけでは難しい問題がありますので、いろいろなやり方を考えていかなければいけません。それはコミ協だけではなくて、社会福祉法人ですとか、今児童館をやっているところですか、いろいろな考え方があって思うのですけれども、そんな中で地域の中で子どもさんを育てていくというふうな視点も大事であろうということで、モデルで4月1日からやるというところですか。モデルと言いましても、しっかりとうちと社会福祉協議会でバックアップをしながら、まず二つをやっていただいて検証していきたいというところを考えております。2年間の指定管理ということで受けています。これにつきましては、いろいろなコミ協さんともお話をしました。コミ協さんの状況の中で非常に温度差もあります。やれるクラブばかりではないということもよく分かっております。そんな中で二つのクラブが、うちは児童のところの一生懸命取り組むということで、方向性も一致するというところから引き受けていただいたというところですか。そこをとにかく一生懸命やっていきたいということと、やはりかなり地域のお祭りですとか催しですとか、そういうところにも参加していただいて、子どもさんを一緒に育てていきたいという考えもお持ちですし、一つのコミ協さんはもうNPO法人の申請を終わっていて、もう間もなくの状況ですので、そういうふうな受け皿的なところのきちんとした法人化、そういうところを考えていただいているところですし、私どももぜひそういうふうにしてほしいということでお願いをしています。

先ほどから人材のところの話も出ましたけれども、地域の力もという記載もございませぬけれども、このクラブでやるときに、教員のOBだとかひまわりクラブのOBの正規指導

員に入ってもらおうと。臨時の指導員の募集を地域で掛けたところ、かなり多くの方が希望されたということも聞いております。ですので、例えば社協とかで募集するとなかなか来ないというような現状であっても、地域で募集すると、それならば一緒にやってもいいという方々がかなり出るのかなというような、そんな印象も持ったりしていますので、その中で地域で育てるとというのが、社協や行政のほうで支えながらどういうふうな形になっていくのかということ、私らは一緒にやりながら検証していきたいと考えています。ですので2年後、一斉にということではなくて、まずはとにかくしっかりやって、何がネックなのかどうなのかということを検証をまずしたいと思います。

○山岸委員

ありがとうございました。

○植木部会長

ありがとうございました。では山田委員、お願いいたします。

○山田委員

保護者の立場として、あまりにもスペースの問題や職員の人数のことをきつく縛りすぎってしまった場合に、入会できない子どもが出てくるのがすごく心配です。入会できないとやはり待機児童問題に発展していってしまいますし、あとは入会するために先着順なのか、それとも優先順位を設けていくのか、そういったことをやはり保護者間で優先順位を高めるために、保育園などでもそうですけど、少し知り合いのところに就労証明を書いてもらうとかそういうことにまで問題が発展していってしまわないように、柔軟な対応ができるような制度にしていったほうがいいと思います。あと指導員不足のことに対しては、新潟市が独自で研修や資格試験を設けたりすることで、今後育成していくということも考えていかないと、やはり来てもらうという採用の仕方ばかりでは人数が集まらないのではないかなと思いました。以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。それではひととおりのご意見をいただきましたので、後半の説明を事務局よりいただいて、その後また委員の皆さんから総合的なご意見をいただきたいと思います。では事務局、お願いいたします。

国の基準案と新潟市の現状と方向性について（後半 第十一条から）

○本間こども未来課育成支援係長

それでは資料1の4ページをご覧くださいと思います。第十一条から説明をさせていただきます。後半はすべて参酌すべき基準でございます。第十一条、児童を平等に取り扱う原則。第十二条、虐待等の禁止。第十三条、衛生管理等。第十四条、運営規定となっております。市としましても必要な基準については条例に定め、放課後児童クラブの運営事業者に対し指導を行っていきたいというふうに考えております。この中で運営規定の中

に示されました利用定員についてでございます。先ほど来、母数であるとかスペースの問題とか、ご意見をいただいております。これまで公設のひまわりクラブにおきましては、利用定員を設定せず、待機児童を出さずに原則受け入れを行ってまいりました。この辺り参酌すべき基準であります。利用定員を設けることの是非についてご議論いただければというふうに考えています。

次に 5 ページをご覧ください。第十五条、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿。第十六条、秘密保持等。第十七条、苦情への対応となっております。第十七条にあります、苦情を受け付ける窓口の設置につきまして、一つご紹介させていただきますと、ひまわりクラブの指定管理者であります社会福祉協議会と、26 年度から運営を始めます木戸、山の下の両コミ協につきましては、第三者委員を設置しまして、客観性や専門性を持ち、両者の立場に立って苦情解決のための助言を行う体制を整えるということを紹介させていただきたいと思っております。また第 2 項には、市の助言に従わなければならないということが明記されています。改正児童福祉法の第三十四条の 8 の 3、第 4 項でも、市が事業の制限、または停止を命じることができるというふうなことも規定されております。次に第 3 項ですけれども、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う調査に協力しなければならないというふうにされております。ここで社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会についてご紹介しますと、右隣の欄に記載させていただきましたけれども、具体的には県の社会福祉協議会に置かれています、新潟県福祉サービス運営適正化委員会、このことを指しております。中立・公正な立場の専門家が、利用者からの苦情が適正に解決されるよう、必要な相談、事情調査、助言、あっせん等を行っております。基準省令のほうに明記されますので、苦情解決体制の整備促進を図るものというふうに思われます。

次に第十八条、開所時間及び日数です。省令案では国の報告書のとおり、平日 1 日 3 時間以上、休日 1 日 8 時間以上を原則とし、事業所ごとに時間を決めることとされています。また開所日数につきましては、1 年につき 250 日以上を原則とするというふうにしています。

ここで資料 3 をご覧いただきたいと思っております。こちらは、子ども・子育て支援ニーズ調査における放課後児童クラブの利用希望時間の詳細の資料です。グラフには、公設ひまわりクラブの現在の開始時刻 8 時と終了時刻 18 時半のところ縦線を引いています。少し見づらいのですが、縦線を引いているところが終了時刻、2 ページ以降は開始時刻というふうに目印を付けさせていただきました。

4 ページをご覧ください。夏休み・冬休みなどの長期休業期間についての資料ですけれども、この設問だけ平日の利用を希望しない方も含め、すべての方に聞いております。現行の保護者が就労していない方も含まれていますので、他のページと違わせてグラフの縦のメモリが 700 になっています。他のページは 180 ということで、グラフの縦メモリが、数が小さいのですが、夏休みなどの長期休業のものだけ数字が大きくなっていますので、その辺りご注意ください。5 ページ以降は国の専門委員会の資料です。最後のページは新潟市の保育所と放課後児童クラブとの利用

時間の比較の資料でございます。これは資料にないのですけれども、公設の保育園とひまわりクラブの職員の勤務時間につきまして、口頭で紹介させていただきたいと思っております。勤務の始まりにつきましては、開所時間は違うのですけれども、勤務の始まりにつきましては、公設保育園、ひまわりクラブとも、開所時間を勤務の開始としております。われわれ市役所もそうなのですけれども、実際には早めに出勤をして準備をしているというのが、保育園、ひまわりクラブの状況です。職員の就業時間につきまして、ひまわりクラブは開所時間と同じにしています。ただ、公立保育園のほうは、閉所時間プラス15分を勤務の終了時刻としております。後片付けとか翌日の準備ということで、公立保育園は15分余計に充てているというふうにしています。今議論いただいております基準条例につきましては、民設クラブにも関わるものですので、何時から何時までといった詳しい開設時間までは定める予定にはしておりません。ただ、公設のひまわりクラブにつきましては、これまでと同様ひまわりクラブ条例におきまして、開設時間まで決めていきたいというふうに考えております。

お手数ですがまた資料1にお戻りいただきまして、6ページをご覧ください。第十九条、保護者との連絡。第二十条、関係機関との連携。第二十一条、事故発生時の対応です。第二十条、関係機関との連携についてですけれども、公設のひまわりクラブにおきましては、学校側と密に連絡を取っております。年間行事計画の交換ですとか、集団下校のための児童名簿の提出、指導員の授業参観日への参加など、そういったことを今行っております。また、教育委員会が主催しておりますふれあいスクール運営委員会にも指導員が参加しているということで、連携を行っているのが現状です。今後も各小学校の実情に合わせまして、具体的な方向を考えながら連携をしていかなければならないというふうに考えております。国の基準案に示された部分はここまですりとなります。合わせて、部会で検討していただく必要な項目として、最後に利用料金、減免制度、指導員の待遇がございます。こちらにつきまして、先回の部会で第4回目、今回も示すというふうにしておりますけれども、準備の都合上、申し訳ありませんが次回にお示しさせていただきたいと思っております。こちらの三つにつきましては、次回のほうで議論をしていただきたいというふうに思っております。

1点説明をさせていただきたいのですけれども、左の下のほうに運営費の負担の考え方というところがございます。国のほうの示す考え方が左側になっております。半分を保護者が負担していただきまして、残り半分を国、県、市で負担するという図です。新潟市は政令市ですので、県の負担分も負担するという考え方に基づいています。これが国の示す考え方です。一方新潟市の現状はといいますと、右のほうをご覧くださいと思っております。現状は新潟市のほうは半分以上、55パーセント負担しています。保護者が31パーセント、国のほうで14パーセントということで、今現在国の考え方と違う経費負担というふうになっています。この辺り、やはり国の考え方に沿った内容に今後整理をしていきたいというふうに考えております。この辺り、試算等を次回の部会でお示しできればというふうに考

えております。説明は以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。後半の部分は重要な事柄が含まれておりました。一つは利用定員、これをどのように考えるか。定員を設定するのもしないのかということを含めての考えです。それから苦情処理、あるいは対応、あるいは第三社委員の設置等この辺りです。運営適正化委員会という県社協の組織の話が出てまいりましたけれども、これらの考え方についてです。それから開所時間です。今の説明によると、ひまわりクラブは勤務時間と開所、閉所時間が同じだという話でしたが、保育所の職員に関しては閉所時間プラス15分が勤務時間と、こんなふうにならざる部分があります。なるほど、そういう考え方もあるなということも感じますので、いわゆる開所時間と職員の勤務時間との関係性です。この辺りも関連づけて考える必要があるかなと、こんなふうに思います。それから関係機関との連携です。連携というのは一体何だろうかということも含めた議論になるかというふうに思われます。後半のこのような論点、それから前半の部分でもし不足する部分があったらそこも含めて、後半はフリーでご意見をいただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○山賀委員

さっき利用定員の絡みについて触れたのですけれども、利用定員は先ほど山田委員からも、設定することによってのデメリットが当然出てきますし、設定しないことによってのデメリットもやはり出てくるのかなと思っています。ある程度利用定員というのを、先ほどのスペースの確保を前提として利用定員は設定しているのだけれども、少し柔軟に利用定員の、多く受け入れる余地はありますよという表現をどの程度したらいいのかなというのを考えていました。実際には当然、1日の中で例えば利用定員を50名だったら50と設定すると、50名に満たない日も当然出てくるでしょうし、超える日も出てくるでしょう。その平均を取っておよそ利用定員を超えてなければいいとするという考え方も一つあるし、もう一つは利用定員を超えたとしても、例えば百何十何パーセント超えなければ、ある程度スペースの確保を担保した目安としていますよというふうな表現もできるのかなというふうに感じて伺いました。以上です。

○植木部会長

確かに、その定員を設けることのメリット、デメリットというのが、先ほど山田委員から、なるべく待機児童を増やさないような利用定員の考え方が必要だというふうにご意見ございましたけれども、山賀委員、その点はいかがですか。

○山賀

確かに待機児童ゼロありきでいくと、本当に全部受け入れていけばいいじゃないかという話になるのですが、でも結果的に子どもたちの遊びの環境なりというのがいろいろ問題が出てくると、本来の親御さんの就労保障にはなるのだけれど、子どもたちの健全育成のための保障というのは今度希薄になっていくのかなと。やはりバランスなんでしょうね。

何とも言えないですけど、どの辺まででやるか。あともう一つはやはり利用の見込み計画と申しますか、利用ニーズをどういう形で計画につないでいくかというところもあるので、1カ所ですべて待機者を出さないのだというのは、やはりどこか無理が出てきそうな感じもします。山田委員ご指摘のように、早い者勝ち的な形でやったり、お母さんなりの就労保障のために、いろいろ画策をしてしまうと、不適切な利用申込が出てくるというふうなのは懸念されるのは非常に分かります。

○植木部会長

ありがとうございます。今、利用定員に関する議論がまず出ましたけれども、この点についてご意見はございますか。

○山田委員

今現状で受け入れの要件はあると思うのですが、満たしているのだけれども受け入れできないということはあるのですか。

○堀内こども未来課長

それは待機児童という意味ですか。

○山田委員

待機児童というか、そういうふうなことを聞いたので。この4月に少し出遅れて申し込みをしたら、いっぱいということを言われたという話を聞いたので、どうなのでしょう。

○堀内こども未来課長

受け付けは4月でなくても随時受けていますので、お断りしているということはないと思いますが。

○山田委員

その方に短期だったりいろいろな条件があったので、そういうことがあっての。

○堀内こども未来課長

例えば何曜日だけとか、週何回とかいうことになると、それは、うちは1カ月単位の利用料でやっていますから、どういうふうな条件だったのかというのが少し。

○山田委員

産休に入るので、5月のような形での申し込みだったみたいなのですが、4月、5月、この2カ月の利用申込で、あとは細かくどのように申し込みをしたかまでは聞いていないんですけど。ないと言っているけど実際、やはり個別の施設とかひまわりクラブごとに違いがあるのかと。

○堀内こども未来課長

ただそれはもちろん個別であっても、どういう状況かは、社会福祉協議会の本部がきちんと指導員と連絡を取り合っていますので、独自にやっているということはないです。必ずそういう判断は、社協とか難しい場合は市も入りながらやっていますので、各々によって違うということ。

○山田委員

今は申し込みがあったら、それが全部上のほうにというか、社協さんのほうで審査ではないですけども、ひまわりクラブに入る要件なのかというのはちゃんとやっているのですね。

○堀内こども未来課長

もちろんそうです。入会申し込みはそういうふうなことになっています。やはり就労等で保護者が家にいないというのが大きなところになります。

○山賀委員

今の話だと、もしかしたら産休、育休は就労していないとみなされるということなのではないですか。そのケースはきっと。

○堀内こども未来課長

そうなのですね。

○山賀委員

家にいるじゃないかと。産休の場合は。

○堀内こども未来課長

育休は駄目だけど産休はOKです。

○山賀委員

産休は法律で認められているからそこまではOKと。育休は任意ですから。

○森委員

特別休暇は基本的には認められるけれども、育児休業、休業期間は認めないと。休業と特別休暇は違う。

○堀内こども未来課長

それは恐らく保育園なんかと同じ考え方なので。

○山賀委員

恐らくその辺の絡みで、今回断られたというか。

○山田委員

辞退したのかどうか、そこははっきり細かくは聞いていませんが。

○山賀委員

育休が引っ掛かるのかもしれないですね。

○堀内こども未来課長

お母さんが家にいらっしゃるのですよねというところです。

○山田委員

ニュアンスがあったのかもしれないですね。

○植木部会長

定員の考え方というのもいろいろありますけれども、先ほどの1.65平方メートル以上というところの絡みで言うと、逆に施設が今この平米数しかないから、逆算して児童の受け入れ人数がおのずと限られてくるなんていうことも当然出てくるでしょうし。とはいえ、

必要な受け入れがあるとすれば、大規模化して、それを分割していくという方向で解決していくと。恐らくこれまではそんなふうな考え方でされてきたのだろうなというふうに思います。ですから、少なくとも大規模化が解消されて、適正な職員配置や、あるいは子どもが健全に育成される環境条件が確保されるということが担保されるのであれば、そのような形での条例案ということになっているのかなと考えられます。その他いかがでしょうか。山賀委員、もう一つ聞いていいですか。運営適正化委員会、これは社会福祉法で規定されていますので、恐らく山賀委員の施設のところでも第三者委員を設定して、その後の運営適正化委員会ということになるかと思えますけれども、恐らくこの書面だけでは具体的なイメージがわいてこないと思うのですが、実際にその事業者の立場から、こうした苦情処理の流れというものをもし簡単にご説明いただけるようであればお願いしたいのですが。

○山賀委員

それこそ私が言うまでもないでしょうけれども、私どものほうも事業をやっている中で、まず苦情受付窓口があり、苦情解決責任者というのがいて、さらに直接苦情を申し立てしづらい場合は、第三者委員の方を通してでも苦情を上げることができますよと。あるいは施設のほうで対応が不適切な苦情対応、解決対応だった場合には、第三者委員にその旨申し立てることもできるということで、ある意味ではチェック機能を第三者委員が持つことがありますという形です。それで解決しない場合は、今ほどご指摘があった運営適正化委員のほうに入れて、事実確認をして調整、あるいは解決のための支援を行うというような形に、私どものようなところは一般的にそういう体制を組んでいるわけです。またそういう体制を組まなければならないことになっているので、今回の放課後については、同じようにこういう体制を組んで、利用者への苦情対応をきちんと担保しますよというお話だったのだと思います。

○植木部会長

そういった意味では社会福祉事業を行っているところはもうすでにこのような仕組みが施行されていて進められていると。ですからいわゆる放課後児童健全育成事業、これも社会福祉事業ですので、これもそれに合わせて苦情処理の窓口の整備を行う、こういうふうに考えればいいということですね。ありがとうございました。開所時間の考え方についてはいかがでしょうか。皆さんご意見ございませんか。

○山賀

今のひまわりクラブさんのほうは、どういうふうな規定でその辺は取り扱っているのでしょうか。いわゆるサービスを実際に提供する時間帯と、そのひまわりクラブが開いている時間、職員が勤務している時間というところの使い分けなのだと思うのですが、同じなのでしょうか。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

今は閉所の時間と勤務時間は同じですがけれども、それは終わりの時間になるに従って子

どもたちの数も減ってきていますので、必ず 2 人待機室にいますから、片一方のほうが開所に向けての片付けですとか、翌日の勤務の始まりまでの準備の部分については、できるところはやって閉所をしてという形で、同じ時間になっています。それについては勤務時間と閉所時間が同じことに対する問題点等は特に出ていないです。

○堀内こども未来課長

放課後から 6 時半というのは、ひまわりクラブ条例で決まっています。

○山賀委員

長期の休みは 8 時半からですか。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

8 時からです。スライドで、短期の方を入れていただきながら休み時間を取るようになっている感じです。

○植木部会長

その 8 時からというところで、8 時から開くと。要するに秒針が 7 時 59 分 59 秒までは開かないと。チンとなったら開くみたいなことではないと思うのですが。いわゆる長期休業、土曜日のときに、開くまで例えば玄関のところまで待っている子どもとか、あるいは目の前にある公園で待機しているとか、そんなふうな状況というのはありませんか。他の自治体ですけれども、時々そういうふうな状況があつて、利用時間は 8 時だけれども、実際子どもが来るのは少し早い時間があるのだという状況をよく聞くのですけれど、そういうふうな現状というのはありますか。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

100 ある中では早く子どもが着いているという状況はあるかもしれませんが、それは必要に応じて職員が早くできれば、当然時間まで入れませんよということにはしていないと思います。そういう指導はしていないと思います。あくまでも開所時間までに開所準備が終わるように、出勤をするような形になりますので、実際は開所時間より早く出勤しています。

○植木部会長

例えばきょうだいで下の子が保育所、上の子が長期休み児童クラブというふうな状況は容易に想像できるわけですがけれども、保育所が例えば 7 時半だとした場合に、児童クラブは 8 時ですと。30 分の差があるわけですよ。この辺りでの利用の不便さみたいな、あるいは上の子どもに不利益が生じるような、そういうふうな状況がこの 30 分の時間差で想像ができるのですけれど、そのようなことへの何か保護者からのご意見とかクレームとか要望とか、そういったものというのは数字に出ないものになるかと思いますが何かありますか。社協さんへの要望になるのかどうか分かりませんが。

○堀内こども未来課長

市のほうですと、実際やはり時間の要望というのはあります。市長に手紙だったりとかであります。ただ、その要望というのは非常に、子どもの健全育成上どうかと思われるような要望もあります。長くやればいいということではないのではないかなというふうな

ものも含まれています。お母さんはそれぞれ勤務時間長く働く方もいらっしゃいますので、希望の状態というのはやはりさまざまだと思います。6時半では仕事は終わらないので、例えば8時とか9時とかというようなことが例えば要望にあった場合、それはどうなのかなと。例えば私たちはひまわりクラブの他にもファミリー・サポート・センターという、個人で個人を預かるというような仕組みもあります。ひまわりクラブではなくて自宅ということになってきますので、そういうふうな環境もどうかと。そういうものも合わせて提案してということもやっております。実際問題ファミリー・サポート・センターの利用者で、長く働かれるお母さんの利用というのは非常に多くなっていますが、それはひまわりクラブだけではなくて保育園の送り迎え、そして預かりという部分も非常に数は多くなっています。

○植木部会長

分かりました。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

一つ、その時間延長についてはやはり要望がたくさんあるであろうというのは分かるのですけれども、職員というか勤務全体を運営している社協としましては、時間が延びるといふ部分で、先ほども子育て世代の方も勤務しているということで、実際自分の子どもを預けてから勤務してまた迎えに行くというような状況の方もいますので、その部分で時間延長の部分において、ひまわりの指導員としての勤務が難しくなるという場合も考えられます。あとは開所時間についても同じですので、その部分についてもどういう対応をするかというのも、一律延びた場合どうするかと。ですからその部分についてはまた短期の臨時の方をお願いして体制を組むようにすることなど、単純に時間延長をしてスライドすれば今の体制でもできるかという、なかなか難しいかなというふうにお話ししておきます。

○植木部会長

分かりました。この点いかがでしょうか。

○山賀委員

今のご意見は本当に私も共感するところです。実はうちの職場なんかは土日はやっていないのですが、福祉サービスの中で365日全部開いている、介護系なんかは全部開いています。やはりそういうところになるとそれなりに採用するときにはいろいろな要件をクリアしないと人が来ないというところがあるのです。長続きしません。ですので、今回の放課後児童の問題についても、あまりサービスを提供する時間が長くなってしまうと、それが今度足かせになって応募者が減ってしまうというところも出てしまって、結果的に人材確保が難しくなってしまいます。人材確保が難しくなってしまうと、人がいないので残念ながら受け入れができませんという、そういういわゆる事業者側の事情というものが今度また表面に出てしまって使いづらくなってしまうという悪循環になるのかなというのが一つあります。それと私個人的な話を、前回子ども支援会議の中でもしたのですが、必ずし

も便利になることがいいことではないと思っていますのです。便利になりすぎたことによって、結果的に子どもと親との関係が希薄になったり、いわゆる就労保障というものが第一理的になってしまって、とにかく働いている人を保障するのが一番優先なのだというような論理に今なってきたのは、やはりこれからの育成、子どもを育てる上で、逆に長い間それが、おりがたまっていて、結局大人になったときにどうなのかなという不安もあるので、私はその辺はあまり、親の代表でいながら親の味方になっていないようなところもあるのですが、中立的に考えると、全部親のニーズを満たすということが、子どもにとっても親にとっても家庭にとってもいいことなのだという先入観を持つてはいけないのではないかという立場でもいます。

○植木部会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○飯塚委員

6 ページでしょうか。ひまわりクラブの利用、保護者の負担額は月額 4,000 から 8,000 円の設定割合が高い。この金額はどこで徴収しているのですか。

○堀内こども未来課長

徴収ですか。市がやっています。

○飯塚委員

100 パーセント払っていますか。

○堀内こども未来課長

正直言いまして滞納もあります。

○飯塚委員

でしょう。というのは、私と関係している近くの小学校なのですが、学校給食費を払わない保護者が必ずいるのです。十数人いるのです。そうかといってその子どもに給食食べるなどというのは言えないでしょう。だから先生方も苦しいらしいのですが、私が取りに行ってみようかと言っているのです。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

ひまわりクラブの収納率から行くと、それでも 98 パーセント超えています。

○堀内こども未来課長

払わないからといって来るなどは言えません。やはり福祉なので。

○飯塚委員

だからいろいろ調べていくと、決してそこのお宅は生活困窮者でもないのです。ちゃんと収入がある、それにもかかわらず払わないのです。

○堀内こども未来課長

うちは必要に応じて減免の制度をやっていますので、6,900 円ですけれども、平均をすると 4,700 円ぐらいでかなり低くなっています。その 6,900 円というのもう 10 年以上据え置きでやっている状況もございます。それを今度ももう少しどういうふうと考えていくか。

減免というのはかなり高額な所得のところまで行っていますので、本来減免を受けるべきところというのはどういうところなのかという、そこをまたやはり考えていかなければいけないのかなという問題です。それを今検討しています。

○植木部会長

ありがとうございました。

○山賀委員

もう 1 点よろしいですか。今ひまわりクラブさんは、帰るときは必ず保護者が迎えに来るという条件になっていますか。にはなっていない。これが、例えば 7 時とか延長になったときに、季節によっては安全面の配慮とかも当然やはり必要になってくる可能性がありますよね、交通事故とか。ですので、安易に延ばすことによって、夏場はいいですけどもだんだんだんだん日が短くなってくると。そして保護者が迎えに来るとは限らない。それを要件としていないとなると、安全面はどうなのかなというところも出てきますね。

○堀内こども未来課長

それは考えなければいけないでしょうね。

○山賀委員

そうですね。普段でしたら、朝だったら地域のセイフティスタッフさんなどのパトロールさんがいますけれども、やはり 7 時前後になると、失礼ですけど特に高齢の方はもううちのほうで 1 杯やっている、くつろいでいるころかなということもあるので、なかなか地域でその時間まで見守りをしていくというのは難しくなるのかなと思います。言いたいことは、安易に延長することは、逆に言えば子どもたちの安全面での配慮もちゃんと考えていかないと延長できないのではないかなというのがありました。

○植木部会長

そういった意味で、子どもの最善の利益という観点からすると、終わる時間が 6 時半、職員の勤務も 6 時半ですと。これが、子どもがぎりぎり 6 時半に帰るとして、そして職員も 6 時半に帰るとして、子どもと一緒に片付けを始めて、「さあ行くよ」なんて一緒に出ていくみたいな。それって保育なのかなと。もう少し落ち着いて子どもを送り出して、その後例えば 15 分間で落ち着いて片付けをして、そして退勤するみたいな、そのほうが自然なのかなと。保育所はそうなのという話でしたよね。その辺りも含めて、どうなのでしょう。実際の現状の指導員が、勤務の側から何かそういった情報が出ているのか、そういうことも含めて最後に社協さんのほうから今までの議論をお聞きになって、補足等あればいただきたいと思いますがいかがでしょう。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

委員の皆さまから非常に活発なご意見をいただきまして、現場を預かる者として非常に先を見据えた話をいただけたなと思っております。その中で定員のことですが、今は定員に満たないといことで全員受け入れるという方針でやっております。その可能な限り受け入れるという方針は、新潟市としても非常にいい方向性だと思いますので、それは引

き続きやっていくとしても、ただ施設ごとに、そういった一定の数字がないと、1.65 と比べてどうなのかというような基準しかない、直感的にこの施設はどうなっているのかというのが分かりにくくなっているのではないかなと。それに伴って今、未来課さんのほうは準備としてプレハブを調整するとか拡張するとか、非常に頑張っていて現場のほうも助かっているのですが、そういう形の議論をする上でも、なんの基準もないと進めづらいのではないかなと思いますので、一定の人数的なものはあったとして、それを超えたときにやはり長期的に分割が必要なのか、そういうような議論に持っていけるようにするよき手はないかなというのが正直なところでございます。あと勤務時間と子どもの帰る時間の部分ですが、先ほど申し上げましたとおり、ある程度準備をしてというふうな形ではやっておりますけれども、実際のところは子どもが帰ってからある程度少し残って次の日の準備に取り掛かっているというのが現状でございますので、その辺については条例できちんとうたわれるということであれば、私どものほうとしましても就業規則上のどのようにしていくかを検討いたしまして、組合もでございますので、事前に調整をしていかなければならないなと思っています。以上でございます。ありがとうございました。

○植木部会長

ありがとうございました。多岐にわたってご意見をいただきました。具体的な数字が挙げられて議論も深まりましたけれども、国から上がってきたさまざまな数字の根拠があるわけです。ただしその根拠を持った数字が、新潟市に照らし合わせてやはり合わないということであれば、これはまた新潟市としての根拠をまた示して、そして新潟市としての条例案をつくっていくと。こういうふうな形になっていくと思います。今日いただいたご意見を踏まえて、次回条例案が出てくることと思います。そこでまたご議論いただきますけれども、その作業の中ではやはり繰り返しになりますけれども、根拠をきちんと精査をして、それを新潟市としてお示しできるような、そういう作業も同時に進めていければなど、そんなふうなこともまた事務局への要望として付け加えておきたいというふうに思います。ありがとうございました。全体を通して何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。では議事をここで終わりたいと思います。皆さんありがとうございました。事務局にお返しいたします。

3 ひまわりクラブ指定管理者の指定について

○小沢こども未来課長補佐

部会長をはじめ皆さま、ご熱心な議論を大変どうもありがとうございました。それでは次第がもう一つ残っておりまして、3番目のひまわりクラブ指定管理者の指定について、事務局より報告をさせていただきます。

○本間こども未来課育成支援係長

資料 6 をご覧ください。先回の第 3 回の部会でも説明、報告をさせていただきましたけ

れども、26年度からのひまわりクラブの指定管理者、この三者で候補者を決定しましたという報告をさせていただきました。先般の2月定例会市議会におきまして、議案として提案しまして、審議、議決を経まして、この3段階から指定管理者と選定されましたので、改めてご報告させていただきます。以上です。

○小沢こども未来課長補佐

今ほどの件につきまして特にご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは4番のその他・連絡事項になります。事務局から次回部会の連絡についてお話しさせていただきます。

4 その他・事務連絡

○本間こども未来課育成支援係長

それでは次第の裏面をご覧くださいと思います。次第の裏側です。下のほうに、26年度の部会の開催予定を記載させていただいております。次回、第5回目を5月の連休明けを予定しております。今回委員の皆さまのご意見を受けまして、新潟市の条例素案を示す予定にしております。また今回お示しできなかった利用料金、減免制度、指導員の待遇についてもお示したいというふうに考えております。第6回目を7月に、パブリックコメントについてのご報告等をさせていただきたいと思いますし、第7回、第8回におきましては、今後のひまわりクラブをはじめとした放課後児童クラブの方向性について、合わせて議論をいただきたいというふうに考えております。制度改正全体のロードマップにつきましては資料4に記載させていただきましたので、後ほどご確認いただきたいと思います。それでは次回の第5回の日程につきましては、本日お配りしました日程調整表のほうにご都合の悪い日をお知らせいただきたいと思います。本日分からない場合は後日、メール、ファクスなりでご連絡いただければと思います。連絡は以上でございます。

○小沢こども未来課長補佐

本日の部会はこれで最後になりますけれども、3月は分かれと出会いの季節となっております。当部会におきましても、森委員のほうの本業のほうをご退職されるということで、そうなりますと委員のほうも続投できないという形になっております。そういった中でございますけれども、森委員のほうから最後ごあいさついただけますでしょうか。

○森委員

3月31日をもって定年退職することとなりました。この部会に寄せていただいて、植木部会長はじめ皆さんからたくさんのお話を教えていただき、とても勉強になったことを感謝申し上げます。山の下ひまわりクラブに退職校長が一人、4月1日をもって採用されることになると。元気な人がいるなと思いました。私もそういうふうに元気で今後努めたいと思っています。本当にありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。

○小沢こども未来課長補佐

それから事務局側でもございまして。

○堀内こども未来課長

申し訳ありません。私も 4 月から社会福祉協議会に派遣ということでまいることになりました。本当に子どもの放課後児童クラブのこの会議が、今月一番最後の大きな会議になってしまったなということで、最後まで関わりたかったのですけれども、そこのところは残念なのですけれども、今度また社会福祉協議会ということで、子どもの他、介護のほうにも関わっていきますので、恐らく皆さまとはいろいろなところで顔を合わせると思いますが、今後ともどうぞよろしく願いいたします。うちの課長のほうには小沢のほうが就きますので、引き続き安心してこの会議は運営されていくと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○小沢こども未来課長補佐

それでは以上をもちまして、第 4 回目の放課後児童クラブ検討部会を終了させていただきます。また、これまで 1 年間ご審議いただきましてありがとうございました。また続投される方につきましては今後もご協力のほどをいただきたいと思いますし、またこの部会を離れてからも、放課後児童クラブのぜひともご支援をいただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。これをもちまして第 4 回の部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。